

「徴収猶予申請書」の書き方

1. 住（居）所（所在地）、氏名（又は名称）を記載し、押印してください。

2. 「徴収金」

猶予を希望する市税（年度、期（月）別、納期、税目、税額等）を記載してください。

「その他の徴収金」欄には、督促手数料、過少申告加算金、不申告加算金等を記載してください。

3. 「期間」

徴収猶予を受けようとする期間として、「猶予期間の開始日」から「納付（納入）計画の最終日」及びその期間を記載します。

「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。

(1) 申請書を提出する日が猶予を受けようとする徴収金の法定納期限以前である場合には、法定納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。

(2) 災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

4. 「納付困難な事由」

災害等により納付困難となった場合の申請では、猶予該当事実の詳細及びその事実があったことにより、納税者等が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

なお、「本来の法定納期限から1年を経過した後に納付すべき徴収金が確定した場合の徴収猶予」の申請をする場合には、記載する必要はありませんが、やむを得ない理由により猶予を受けようとする市税等の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由をこの欄に記載します。

《記載例》

災害等

令和〇年〇月〇日、台風〇号により、店舗が床上浸水となり、復旧して営業を再開するまで〇日間を要した。そのため、その間の売上利益に相当する〇万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。

病気・負傷

令和〇年〇月に交通事故に遭い、同月から〇か月間〇〇病院に入院し、その後も通院している。治療費及び入院費として、令和〇年〇月から令和〇年〇月までの間に合計〇万円を支払い、〇〇生命保険から保険金〇万円を受領しているため、差引金額である〇万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。

事業の休廃止

近隣に大型店舗が進出したことにより、令和〇年〇月から〇月までの売上が前年比〇%減となるなど業績が著しく悪化したため、令和〇年〇月に従業員を全員解雇し、〇〇業を廃業した。廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失〇万円及び従業員〇人を解雇した際に支払った退職金の合計〇万円を合わせた〇万円が、猶予該当事実があっ

たことによる支出又は損失となっている。

事業上の著しい損失

令和〇年〇月期は〇万円の利益があったが、令和〇年〇月から主要取引先である〇〇社からの受注がなくなったこと等から、令和〇年〇月期は〇万円の損失となってしまった。このうち、令和〇年〇月期の利益金額〇万円の2分の1の金額〇万円を超える部分である〇万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。

本来の法定納期限から1年を経過した後に納付すべき市税等が確定した場合

原則として記載不要（やむを得ない理由により猶予を受けようとする市税等の法定納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由を記載します。）

納付すべき税額〇万円のうち、納期限までに納付できる金額は〇万円のみであり、残額〇万円については、一時に納付することができない。

5. 「証明書類」

納付困難な事由を証明する書類がある場合は、この欄に記載し、申請書に写しを添付してください。

6. 「分納金額」

分割納付（分納）の計画を記載します。「年月日」欄には納付予定年月日を、「金額」欄には納付する市税等の金額を記載してください。

7. 「納税担保」

担保を提供する必要がある場合で、不動産等の担保として提供できる財産を提供する場合は、担保物の欄に記載します。

また、保証人の保証を担保して提供する場合は、「保証人の保証の場合」欄に記載します。担保を提供することができない特別の事情がある場合については、「担保提供を困難とする特別な理由」欄に記載します。ただし、次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合は、担保の提供は必要ありません。

- （1）猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- （2）猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- （3）担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産がないなど）がある場合

担保として提供できる財産の種類

地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産は、次に掲げる財産であり、この中からなるべく処分の容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- （1）国債及び地方債
- （2）社債その他の有価証券で市長が確実と認めるもの
- （3）土地
- （4）建物、立木及び登記・登録される船舶、飛行機、回転翼航空機、自動車、建設機械で保険に附したものの
- （5）鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- （6）市長が確実と認める保証人の保証